

提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

(パブリックコメント)

(対応区分) A：素案に修正を加え反映させたもの B：素案に既に盛り込まれているもの、素案の考え方や姿勢に合致し、今後の、遂行の中で反映させていくもの C：今後検討していくもの D：反映が困難なもの E：その他

順番	条 文	対応区分	意見等の要旨	反映に関する考え方
1	全般	B	条例案のまま問題ないと考えますのでぜひ条例を進めてほしいと思います。	賛成意見として承ります。
2	全般	B	最近パワハラ・セクハラなどのハラスメント問題をよく聞くので、いい案だと思います。	賛成意見として承ります。
3	全般	B	ハラスメントは、いじめと同じでなくなることはないんだろうと感じます。条例を作ったから終わりではないし、個々の意識が高まることも期待したいです。 子ども達が、将来、議員さんになりたいと言えるような環境作りをお願いします。	賛成意見として承ります。 県議会として、ハラスメントのない環境づくりに努めてまいります。
4	全般	B	ハラスメントに対しては、学校や企業などでも敏感になってるので条例的なものはあっていいと思います。	賛成意見として承ります。
5	全般	B	ハラスメントを防止するための条例に賛成します。早期に実現されることを望みます。	賛成意見として承ります。
6	全般	B	ハラスメント事案が発生しないための予防になるようなので、今の時代に必要なことだと思います。	賛成意見として承ります。

提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

(パブリックコメント)

(対応区分) A：素案に修正を加え反映させたもの B：素案に既に盛り込まれているもの、素案の考え方や姿勢に合致し、今後の、遂行の中で反映させていくもの C：今後検討していくもの D：反映が困難なもの E：その他

順番	条 文	対応区分	意見等の要旨	反映に関する考え方
7	全般	B	良い条例だと思います。今必要なことだと思います。頑張ってください！	賛成意見として承ります。
8	全般	B	条例制定には賛成ですが、人によっては捉え方の違いが生じるのでどこまでがハラスメントになるのか線引きが大変だと思う。 議員活動の妨げにならない程度に議員納得の上での制定ならいいと思う。	賛成意見として承ります。 なお、日本国憲法が保障する思想の自由、表現の自由等に配慮しても、なお、一般に許される限度を超え、身体的又は精神的な苦痛を与え、相手方の職務等の環境を害するものをハラスメントと定義しています。 議員活動が適切に行われるよう運用してまいります。
9	全般	B	議会だけでなく、社会全体に関わることだと思います。 思いやりのある社会になれば良いと思いますが、議員さんから率先して取り組んでもらえれば良いことだと思います。	賛成意見として承ります。
10	全般	B	今の時代には必要な条例だと思います。 民主主義の確立のためには、性別を問わず誰もが平等に、かつ相互に個人の尊厳と人権を尊重して社会の営みに参加し公職にも就任できることが不可欠です。 国会議員や大臣等も女性の参画が進み、女性議員が増加を続けているにも関わらず、わが国では未だ議会の場に女性の姿は少なく、諸外国との格差は広がるばかりです。 地方議会の議員及び議員候補者等に関するハラスメントの根絶は、民主主義による住民生活の向上を活動の目的とする地方議会にとっても重要で整備必須項目だと思います。 女性の立場からの意見重視になってしまいがハラスメントを根絶するためには条例は必要だと思います。	賛成意見として承ります。

提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

(パブリックコメント)

(対応区分) A：素案に修正を加え反映させたもの B：素案に既に盛り込まれているもの、素案の考え方や姿勢に合致し、今後の、遂行の中で反映させていくもの C：今後検討していくもの D：反映が困難なもの E：その他

順番	条 文	対応区分	意見等の要旨	反映に関する考え方
11	(目的) 第1条 この条例は、日本国憲法が保障する個人の尊厳、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）による地方公共団体の責務等の趣旨を踏まえ、長崎県議会（以下「県議会」という。）におけるハラスメントを防止するために必要な事項を定めることにより、長崎県議会議員（以下「議員」という。）によるハラスメントを防止することを目的とする。	B	社会的な問題であり、議員の皆さんへの直接的な条例として考案されることは良いことだと思う。意図的でもなく、故意的でもなく発している言葉や態度も相手に不快を与えればハラスメントとされる世の中で、大変活動しづらいとは思いますが、色々な感情を抑えるためには良いのではないかと思います。	賛成意見として承ります。
12	(目的) 第1条 この条例は、日本国憲法が保障する個人の尊厳、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）による地方公共団体の責務等の趣旨を踏まえ、長崎県議会（以下「県議会」という。）におけるハラスメントを防止するために必要な事項を定めることにより、長崎県議会議員（以下「議員」という。）によるハラスメントを防止することを目的とする。	B	「この条例は、日本国憲法が保障する個人の尊厳、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）による地方公共団体の責務等の趣旨を踏まえ・・・」とありますが、個人の尊厳の尊重や基本的人権の尊重は、この条例において踏まえられるべき大切な趣旨と考えます。	賛成意見として承ります。
13	(目的) 第1条 この条例は、日本国憲法が保障する個人の尊厳、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）による地方公共団体の責務等の趣旨を踏まえ、長崎県議会（以下「県議会」という。）におけるハラスメントを防止するために必要な事項を定めることにより、長崎県議会議員（以下「議員」という。）によるハラスメントを防止することを目的とする。	D	女性議員さんは選挙の際に大変な思いをされることもあったと、全国版ですが報道で見たことがあります。これは、男性議員さんも同じところがあられるのかもしれませんが。議員になろうとする方も含み、ハラスメントを受けられる側としてのことについて規定されないのでしょうか。 また、県民の責務についても規定されないのでしょうか。	本条例については、県議会議員による何人に対するハラスメントも防止することを目的とする条例を制定することにより、県議会が自らを律し、ハラスメントの防止という姿勢をお示しすることで、その効果を県民全体に波及させていきたい等の考えから制定するものであり、「県議会議員によるハラスメントの防止」について規定しています。 また、「県民の責務」については、上記の考えから、規定していません。
14	(目的) 第1条 この条例は、日本国憲法が保障する個人の尊厳、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）による地方公共団体の責務等の趣旨を踏まえ、長崎県議会（以下「県議会」という。）におけるハラスメントを防止するために必要な事項を定めることにより、長崎県議会議員（以下「議員」という。）によるハラスメントを防止することを目的とする。	D	「ハラスメントを防止」とありますが、条例名称とも関連しますが、ハラスメント根絶を目的とされないのでしょうか。	本条例においてはハラスメントの「防止」としてはありますが、御提案の「根絶」と同様の意味合いを持つものとして考えています。

提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

(パブリックコメント)

(対応区分) A：素案に修正を加え反映させたもの B：素案に既に盛り込まれているもの、素案の考え方や姿勢に合致し、今後の、遂行の中で反映させていくもの C：今後検討していくもの D：反映が困難なもの E：その他

順番	条文	対応区分	意見等の要旨	反映に関する考え方
15	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 政治活動等における妊娠又は出産に関する言動であって、相手方の職務等の環境を害するもの</p> <p>(4) その他前各号に類する相手方に対する誹謗中傷、事実を反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であって、日本国憲法が保障する思想の自由、表現の自由等に配慮しても、なお、一般に許される限度を超え、身体的又は精神的な苦痛を与え、相手方の職務等の環境を害するもの</p> <p>2 (略)</p>	B	<p>第2条(3)の「妊娠又は出産に関する・・・」に育児、介護についても規定されないのでしょうか。</p>	<p>第2条第1項第3号については、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律等で定められている「マタハラ」を参考に規定しています。</p> <p>また、本条例における「ハラスメント」については、パワハラ、セクハラ及びマタハラに加え、その他広義のハラスメントも該当する旨規定しています。</p>
16	<p>(議員の責務)</p> <p>第3条 議員は、公職に参画する者として高い倫理観が求められること及びハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、基本的人権を侵害するとともに、その能力の十分な発揮や良好な職務等の環境の確保を阻害する行為であることを自覚し、政治活動等における自らの言動を厳しく律しなければならない。</p> <p>2 議員は、ハラスメントとなる言動を行っている者があるときは、その者に対し当該言動は厳に慎むべきである旨を指摘するよう努める等、率先して県議会からハラスメントを根絶するよう取り組むものとする。</p> <p>3 議員は、県民全体の奉仕者としての立場を自覚し、何人に対しても前2項の規定に準じた行動に努めるものとする。</p>	B	<p>第3条の3 議員は、県民全体の奉仕者としての立場を自覚し、何人に対しても前2項の規定に準じた行動に努めるものとする。とありますが大賛成です。そのようにお願いします。</p>	<p>賛成意見として承ります。</p>
17	<p>(啓発及び研修)</p> <p>第5条 議長は、この条例の趣旨の県民への周知及び啓発に努めるとともに、県議会において、ハラスメント事案が発生することを防止するため、議員、長崎県議会事務局の職員その他議長が必要と認める者に対して研修を実施するものとする。</p>	B	<p>第5条：啓発及び研修に長崎県議会事務局の職員が対象となっている理由は？議員の教育が最優先ではないか。</p>	<p>「啓発及び研修」については、本条例に基づき、県議会議員に対しては当然のものとして実施されます。その上で、県議会におけるハラスメントの防止は、県議会全体で取り組む必要があることから、県議会議員のほか、議会の権限に属する事務の適正かつ能率的な遂行を図る長崎県議会事務局の職員についても例示として明記しています。</p>

提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

(パブリックコメント)

(対応区分) A：素案に修正を加え反映させたもの B：素案に既に盛り込まれているもの、素案の考え方や姿勢に合致し、今後の、遂行の中で反映させていくもの C：今後検討していくもの D：反映が困難なもの E：その他

順番	条文	対応区分	意見等の要旨	反映に関する考え方
18	<p>(相談体制の整備)</p> <p>第6条 議長は、弁護士その他のハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者を相談員とする体制について、別に定めるところにより設置する。</p> <p>2 議員によるハラスメントに係る被害を申し立てる者（以下「申立人」という。）は、議長が別に定めるところにより、相談員に対し、当該ハラスメントによる被害の継続又は再発を防止するための措置（以下「被害防止措置」という。）その他当該ハラスメントに関する相談を行うことができる。</p>	B	<p>第6条：相談体制の整備について、どのような体制で臨むのか不明瞭であり相談窓口は外部に設置する必要がある。</p>	<p>「相談体制」については、その具体的な体制、運用等について、別に定めることとしており、現在検討を行っているところではありますが、弁護士その他のハラスメント事案に関する専門的な知識・経験を有する者を相談員とする相談窓口を設置し、相談者から直接、相談窓口へ相談を行うてもらうことを想定しています。</p>
19	<p>(被害防止措置等)</p> <p>第10条 議長は、第7条第3項の規定による相談員からの報告又は同条第5項の規定による他の相談員その他の者の意見を踏まえ、県議会による対応が必要と認めるときは、被申立人に対し、注意を喚起し、ハラスメントをしないよう求める等の被害防止措置を講ずるものとする。この場合において、議長は、あらかじめ各派代表者会議の議を経なければならない。</p> <p>2 議長は、被申立人が前項の規定による被害防止措置に応じないとき又はハラスメント被害の継続若しくは再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、長崎県議会議員の政治倫理に関する条例（平成15年長崎県条例第35号）第4条の規定に基づき審査を諮問しなければならない。</p>	B	<p>第10条：「被害防止措置等」ではなく「措置」とし、「文書警告、出席自粛、役職辞任勧告、全員協議会での陳謝又は議員辞職勧告」を盛り込むべきではないか。</p>	<p>「被害防止措置」については、本条例に基づき設置される相談窓口においてハラスメントに該当すると判断されたものについて、各派代表者会議で協議の上、注意喚起やハラスメントをしないよう求める等の被害防止措置を講ずることとしています。</p> <p>被害防止措置を行っても改善が見られない場合は、「長崎県議会議員の政治倫理に関する条例」に基づき、諮問を受けて審査を行う議会運営委員会、いわゆる審査委員会の審査により、文書警告・出席自粛・議員辞職勧告等の措置を講ずることとなり、効果的な運用を行うことができる仕組みとなっています。</p>
20	その他	E	<p>長崎県議会議員の政治倫理に関する条例と分けて制定しようとするかどうか。</p> <p>そもそも倫理条例が有っても優越的地位を振りかざしたハラスメントは常態化しており、根本的に効果のある条例に見直す必要が有るのではないか。※</p> <p>但し、今回の「長崎県議会におけるハラスメントを防止するための条例（仮称）（案）」の制定は大きな前進であることに間違いない。</p> <p>※長崎県議会議員の政治倫理に関する条例選挙権を有する県民の50分の1以上の者の連署など現実的ではない。</p>	<p>県議会では、「長崎県議会議員の政治倫理に関する条例」を制定し、議会制民主政治の根幹をなす政治倫理の向上に取り組んでいるところ です。</p> <p>近年、全国の地方議会においてハラスメントが深刻な問題となっている現状に鑑み、県議会議員による何人に対するハラスメントも防止することを目的とする本条例を制定することにより、「長崎県議会議員の政治倫理に関する条例」に基づく措置等の政治倫理の向上に資する取組を効果的に行うことができるものと考えています。</p> <p>なお、「長崎県議会議員の政治倫理に関する条例」の見直しについての御意見については、本条例に関する内容ではありませんが、貴重な御意見として承ります。</p>